

# 日本レディースバドミントン連盟 大会運営規程

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 日本レディースバドミントン連盟（以下「本連盟」と称す）が主催する大会およびその大会の予選会は、(公財)日本バドミントン協会競技規則および大会運営規程・公認審判員規程並びに本連盟大会運営規程に基づき運営する。
- 第 2 条 本連盟加盟団体が単独で主催する各競技会も、原則として本規程に基づき運営する。
- 第 3 条 本連盟主催大会を運営するに当たり、本規程によることが出来ない条項のあるときは、本連盟の承認を得て、大会要項に明示しなければならない。
- 第 4 条 本規程に基づき、必要に応じ大会ルールを制定し細部を決定する。但し、大会ルールはその大会の競技開始に先立ち、競技役員長（レフェリー）より主管団体および全参加者に伝達しなければならない。
- 第 5 条 本連盟加盟団体が第 2 章第 6 条の年次大会を主管する場合は、本連盟からの大会開催依頼を受けた後、大会主管承諾書とともに下記書類を定められた期日までに本連盟に提出する。
1. 大会要項案
  2. 大会運営計画（会場、役員、審判員、宿泊計画等）
  3. 大会収支予算案

### 〔運営細則〕

本連盟主催大会の開催地の決定および実施については、次の手続きにより行うものとする。

1. 開催地の選出
  - (1) 本連盟は、別に定める全日本大会（団体・個人）ブロック開催順に基づき、開催地を各ブロックに割り当てる。
  - (2) 当該ブロックから提出された開催担当都道府県を理事会において協議する。
2. 開催地の決定  
本連盟は、理事会協議での開催地決定を受け、速やかに主管団体に開催の決定を通知する。
3. 開催依頼  
本連盟は、開催が決定した大会主管団体に対し、開催 2 年前 7 月中に次の文書を送付する。
  - (1) 大会開催依頼書
  - (2) 大会開催事業準備概要
4. 開催の受諾  
大会を主管する団体は、本連盟からの依頼を受け次の文書を作成し、本連盟に提出する。
  - (1) 開催 2 年前 10 月中に大会主管承諾書
  - (2) 開催前年 9 月中に大会開催計画書
    - ① 大会要項案
    - ② 大会運営計画書（会場、役員、審判員、宿泊計画等）
    - ③ 大会収支予算案
5. 大会開催計画の承認および開催協力
  - (1) 本連盟は、大会主管団体から提出された大会開催計画案を理事会の協議を経て決定し、開催当年 4 月末日までに大会主管団体に通知する。
  - (2) 本連盟は、大会主管団体に対し、大会開催事業準備概要で示された事項を大会開催 1 ヶ月前までに完了する。
6. 大会基本要項
  - 6-1 全日本レディースバドミントン選手権大会
    - (1) 種 目 都道府県対抗団体戦およびクラブ対抗団体戦
    - (2) 競技方法 予選リーグ・決勝トーナメント方式とし、3 位決定戦は行わない。
    - (3) 競技役員 競技役員長（レフェリー）は日本バドミントン協会派遣レフェリーが担当する。  
競技審判部長（デピュティレフェリー）に本連盟所属の有資格者を置くことが出来る。
    - (4) 参加資格 (公財)日本バドミントン協会および本連盟に大会申込期日までに登録済みの者。  
(登録都道府県在住者に限る。)

なお、参加チーム内、監督・コーチ・マネージャーを含め過半数は(公財)日本バドミントン協会公認審判員の有資格者であること。但し、平成30年度までを猶予期間とし、平成31年度より完全実施する。

① 都道府県対抗団体戦

参加制限なし

② クラブ対抗団体戦

選手は社会人になってからバドミントンを始めた者であること。

・学校授業でのバドミントン経験者は出場できる。

・他連盟での活動経験者も、上記に該当する者は出場できる。

上記に違反した場合には、判明した時点でそのチームを失格とする。

(5) 組合せ

① 都道府県対抗団体戦

予選リーグ及び決勝トーナメントの組合せは、競技役員長(レフェリー)もしくは競技審判部長(デピュティレフェリー)の指示の下、主管団体役員が行う。

予選リーグは、3～4チームに分け前年度ベスト8をA～Hブロックに入れる。

その他は前年度と同じ対戦にならないよう振り分ける。決勝トーナメントの組合せは非公開とし、A～Hブロック1位をそれぞれ1～8シードに配置する。

② クラブ対抗団体戦

予選リーグ及び決勝トーナメントの組合せは、競技役員長(レフェリー)もしくは競技審判部長(デピュティレフェリー)の指示の下、主管団体役員が行う。

予選リーグは、3～4チームに分け前年度5～8位をL～Oブロックにいれ、前々年度1～4位をP～Sブロックに入れる。不参加のチームがあれば順次繰り上げ、決勝トーナメントのシードの数を確定する。

その他は前年度と同じ及び同一県対戦にならないよう振り分ける。

決勝トーナメントの組合せは非公開とし、シードブロックの1位を1シードから順次配置する。

(6) 表彰

(公財)日本バドミントン協会より優勝・準優勝・3位に入賞メダル、本連盟より優勝・準優勝・3位に賞状を授与する。

6-2 全日本レディースバドミントン競技大会(個人戦)

(1) 種目 1部・2部各複

(2) 競技方法 予選リーグ・決勝トーナメント方式とし、3位決定戦を行う。

(3) 競技役員 競技役員長(レフェリー)は日本バドミントン協会派遣レフェリーが担当する。競技審判部長(デピュティレフェリー)に本連盟所属の有資格者を置くことが出来る。

(4) 参加資格 (公財)日本バドミントン協会および本連盟に大会申込期日までに登録済みの者。なお、参加者は(公財)日本バドミントン協会公認審判員の有資格者であること。Jブロック出場者は資格の有無を問わない。

(5) 組合せ 但し、平成29年から平成30年までを猶予期間とし、平成31年度より完全実施する。予選リーグおよび決勝トーナメントの組合せは、前年度上位入賞ペアをシードし、レフェリーの指示の下、主管団体役員が行う。I(アイ)をブロック名には使用しない。

(6) 表彰 (公財)日本バドミントン協会より1部・2部各ブロック優勝・準優勝・3位に入賞メダル、本連盟より1部・2部各ブロック優勝・準優勝・3位に賞状を授与する。朝日新聞社より、1部優勝に楯(持ち回り)並びに優勝メダル、準優勝・3位及び2部各ブロック優勝～3位に入賞メダルを授与する。特別協賛会社より1部・2部各ブロック優勝・準優勝・3位に副賞を授与する。

6-3 国際親善レディースバドミントン大会

(1) 種目 各ゾーン共団体戦

(2) 競技方法 予選リーグ・決勝トーナメント方式とし、3位決定戦を行う。

(3) 競技役員 競技役員長(レフェリー)は日本バドミントン協会派遣国際レフェリーが担当する。競技審判部長(デピュティレフェリー)に本連盟所属の有資格者を置くことが出来る。

(4) 参加資格 (公財)日本バドミントン協会および本連盟に大会申込期日までに登録済みの者。Aゾーンは(公財)日本バドミントン協会のみでも良い。(海外チームは除く)

なお、参加チーム内、監督・コーチを含め過半数は(公財)日本バドミントン協会公認審判員の有資格者であること。

海外チーム・A及びH・Jゾーン出場者は資格の有無を問わない。

但し、平成29年度から平成30年までを猶予期間とし平成31年度より完全実施する。予選リーグおよび決勝トーナメントの組合せは、前年度上位入賞チームをシードし主管団体役員が行う。(Aゾーンを除く)I(アイ)をゾーン名には使用しない。

- (5) 組合せ
- (6) 表彰
- ① (公財)日本バドミントン協会・本連盟より、各ゾーン優勝～3位に賞状を授与する。
  - ② 冠協賛会社より、Aゾーン優勝にカップ(持ち回り)および賞金、準優勝・3位に賞金を授与する。(優勝30万円、準優勝20万円、3位15万円) B～Jゾーン優勝～3位に副賞を授与する。
  - ③ 朝日新聞社より、各ゾーン優勝～3位にメダル授与する。

#### 7. 大会要項の作成および送付

- (1) 大会要項案は、主管団体が大会基本要項に基づき作成し、開催前年9月中に本連盟に提出する。

主管団体が作成した大会要項案は、本連盟が(財)日本バドミントン協会へ提出し承認を得る。

注-1 (公財)日本バドミントン協会競技規則は、開催年度を明示して記述する。

注-2 申込期日は、会期2ヶ月前を目安とする。

- (2) 大会要項の送付について

- ① 大会要項のみ

(公財)日本バドミントン協会事務局

(公財)日本バドミントン協会役員(理事、他連盟会長)

各都道府県協会会長

各都道府県レディースバドミントン連盟会長

後援各団体

協賛各社

- ② 大会要項、宿泊要項他一式

本連盟役員

各都道府県レディースバドミントン連盟事務局

※ 海外参加国(国際親善大会のみ)

- ③ 添付書類

大会開催案内(本連盟が作成し、主管連盟に送付)を上記①②と併せて送付する。

## 第 2 章 大 会

第 6 条 本連盟主催年次大会は次のとおりとする。

1. 全日本レディースバドミントン選手権大会(都道府県対抗・クラブ対抗)
2. 全日本レディースバドミントン競技大会(個人戦)
3. 国際親善レディースバドミントン大会

第 7 条 前条の大会は、(公財)日本バドミントン協会競技規則、規程などに指定してある用器具並びに第1種検定合格品を使用するものとする。使用しないで開催された場合は無効とする。

[運営細則]

本連盟主催大会役員の設定および競技運営については、次のように行うものとする。

#### 1. 大会役員

- (1) 本連盟主催大会には通常次の役員を置く。

大会役員および競技役員は、本連盟と主管団体とで協議の上決定する。

大会名誉会長 (公財)日本バドミントン協会会長

大会名誉顧問 後援行政首長(必要に応じて)

大会会長 本連盟会長

大会副会長 (公財)日本バドミントン協会副会長 (公財)日本バドミントン協会専務理事

本連盟副会長 主管団体会長・副会長

大会顧問 (公財)日本バドミントン協会顧問 本連盟特別顧問 主管団体顧問

|         |   |
|---------|---|
|         | 都道府県バドミントン協会会長 他連盟会長 都道府県レディースバドミントン連盟会長  |
| 大会参与    | (公財)日本バドミントン協会参与 本連盟参与 主管団体参与   |
| 大会委員長   | 本連盟理事長  |
| 大会副委員長  | (公財)日本バドミントン協会派遣理事 本連盟副理事長 主管団体理事長  |
| 大会委員    | (公財)日本バドミントン協会役員 本連盟役員 主管団体役員   |
| 競技役員長   | 海外チーム代表者 (国際親善レディースバドミントン大会のみ)<br>競技役員長(レフェリー)は日本バドミントン協会派遣レフェリーまたは国際レフェリーが担当する。<br>競技審判部長 (デピュティレフェリー) に本連盟所属の有資格者を置くことが出来る。 |
| 総務部長    | 主管団体代表者   |
| 競技審判部長  | 主管団体代表者   |
| 総務副部長   | 本連盟副理事長 (総務担当) 主管団体代表者  |
| 競技審判副部長 | 本連盟副理事長 (競技担当) 主管団体代表者  |

## 2. 競技運営

### (1) 全日本レディースバドミントン選手権大会 (都道府県対抗・クラブ対抗)

#### ① 資格確認

申込書に記載の氏名・生年月日等は、本連盟登録原簿に基づくものであること。記載内容の異なる者は参加を認めない。

#### ② メンバー変更

事故等による選手・監督の変更は、所定の届出用紙を大会事務局に提出し監督会議の承認を得なければならない。変更届提出期限は、監督会議開始前までとする。

#### ③ 背面表示

(公財)日本バドミントン協会大会運営規程第24条に準ずるものとする。チーム名は、大会申込書に記載のとおりとし、見やすい文字で表す。都道府県名の表記は漢字が望ましい。

#### ④ 競技進行

- ア. 対戦前の練習は各ダブルス毎に両チーム同時に行なう。
- イ. 試合が連続する場合には、最小15分間のインターバルを設ける。
- ウ. 進行上、3試合を並行して行う場合もある。

#### ⑤ 監督会議

- ア. 会議は、大会に先立ち主管地で行う。
- イ. 競技役員長、総務部長、競技審判部長の立ち会いの下に以下の作業を行う。
  - \* メンバー変更の承認
  - \* 大会運営細則 (組合せ、競技運営について) の確認
- ウ. 主管地連絡事項の伝達

### (2) 全日本レディースバドミントン競技大会 (個人戦)

#### ① 資格確認

申込書に記載の氏名・生年月日等は、本連盟登録原簿に基づくものであること。記載内容の異なる者は参加を認めない。

#### ② メンバー変更

- ア. 2部のみメンバー変更を認める。
- イ. 事故等による選手の変更は、所定の届出用紙を大会事務局に提出し、代表者会議の承認を得なければならない。
- ウ. メンバー変更の受付は代表者会議期日の1週間前までとし、以後の変更は受け付けない。(メンバー変更届出用紙に受付期日を明記する。)

#### ③ 背面表示

(公財)日本バドミントン協会大会運営規程第24条に準ずるものとする。都道府県名・クラブ名・氏名は、大会申込書に記載のとおりとし、見やすい文字で表す。  
都道府県名の表記は漢字が望ましい。

#### ④ 競技進行

- ア. 組合せ終了後に棄権があっても、組合せの変更やオープン戦の組み入れ等は行わない。
- イ. 試合が連続する場合には、最小15分間のインターバルを設ける。

- ウ. 1日の試合数は、5試合を限度とする。(ポイント制限を行わない場合に適用する。)
- ⑤ 代表者会議
  - ア. 会議は、大会に先立ち主管地で行う。
  - イ. 競技役員長、総務部長、競技審判部長の立ち会いの下に以下の作業を行う。
    - \* メンバー変更の承認
    - \* 大会運営細則（組合せ、競技運営について）の確認
  - ウ. 主管地連絡事項の伝達
- (3) 国際親善レディースバドミントン大会
  - ① 資格確認
    - 申込書に記載の氏名・生年月日等は、本連盟登録原簿に基づくものであること。記載内容の異なる者は参加を認めない。
  - ② メンバー変更
    - メンバー変更は大会開催の1週間前までとし、以後の変更は受け付けない。(メンバー変更届出用紙に受付期日を明記する。)
  - ③ 背面表示
    - (公財)日本バドミントン協会大会運営規程第24条に準ずるものとする。都道府県名・チーム名・氏名は、大会申込書に記載のとおりとし、見やすい文字で表記する。
  - ④ 競技進行
    - ア. 組合せ終了後に棄権があった場合には、オープン戦を行うことが出来る。
    - イ. 試合が連続する場合には、最小15分間のインターバルを設ける。
    - ウ. 1日の試合数は、5試合を限度とする。(ポイント制限を行わない場合に適用する。)
  - ⑤ 代表者会議
    - ア. 会議は、大会に先立ち主管地で行う。
    - イ. 競技役員長、総務部長、競技審判部長の立ち会いの下に以下の作業を行う。
      - \* メンバー変更の承認
      - \* 大会運営細則（組合せ、競技運営について）の確認
    - ウ. 主管地連絡事項の伝達
- 3. 年間協賛・年間広告企業広告依頼および後援依頼
  - (1) 全日本レディースバドミントン選手権大会（都道府県対抗・クラブ対抗）
    - ① 開催年度の本連盟への年間協賛企業に対し、主管地は以下の広告業務を行う。
      - ア. 各社1ページ(特別協賛は2ページ)の広告をプログラムに掲載する。
      - イ. プログラム・会場の立て看板および横断幕に社名を掲載する。
    - ② 開催年度の本連盟への年間広告企業に対し、主管地は以下の広告業務を行う。
      - ア. 各社1ページの広告をプログラムに掲載する。
        - (プログラム・立て看板等に、社名は入れないので、注意のこと)
    - ③ 参加賞は本連盟が依頼し、各社協賛品等についての交渉は主管地が行う。
  - (2) 全日本レディースバドミントン競技大会（個人戦）
    - ① 年間協賛・年間広告については上記(1)に準拠し、加えて各社協賛品を会場に展示する。但し副賞の依頼は本連盟が行う。
    - ② 朝日新聞社への後援依頼は本連盟が行う。
      - 後援依頼書、寄託品依頼書は本連盟が作成し、各支局を通じて管轄本社（東京、大阪、名古屋）に送付する。
  - (3) 国際親善レディースバドミントン大会
    - ① 冠協賛契約書に準拠して行う。
    - ② 朝日新聞社への後援依頼は本連盟が行う。
      - 後援依頼書、寄託品依頼書は本連盟が作成し、各支局を通じて管轄本社（東京、大阪、名古屋）に送付する。

### 第 3 章 大会の組合せ及び順位の決定

第 8 条 組合せは、競技役員長（レフェリー）もしくは競技審判部長（デピュティレフェリー）の指示の下、主管団体役員との間で厳正に執り行う。

## 〔運営細則〕

大会の組合せ及び順位の決定は、以下のように行うものとする。

### 1. 組合せ

#### 1-1 予選

- (1) 全日本レディースバドミントン選手権大会（都道府県対抗・クラブ対抗）
  - ① 予選は3～4チームによるブロック別リーグ戦を行う。
  - ② 都道府県対抗は前年度ベスト8入賞チームをシードする。
  - ③ クラブ対抗は前年度5～8位をシードし、前々年度ベスト4を次のシードとする。
  - ④ 地区ブロック内の対戦については2都道府県までは許容の範囲とする。
  - ⑤ ブロック分けは組合せ会議にてレフェリーの指示の下決定する。
- (2) 全日本レディースバドミントン競技大会（個人戦）
  - ① 予選は3～5ペアによるブロック別リーグ戦を行う。
  - ② 予選リーグの組合せは、前年度ベスト4ペアをシードペアとして別ブロックに分けた後、残りペアをブロック分けする。出場しないシードペアがある場合はシード数を減らす。  
シードペアが他のブロックに出場した場合は、該当ブロックのベスト4の次のシードにいれる。
- (3) 国際親善レディースバドミントン大会
  - ① 予選は3～5チームによるブロック別リーグ戦を行う。
  - ② ブロック分けは、主管地に一任とする。（但し、昨年の成績を考慮する）

#### 1-2 本戦

- (1) 全日本レディースバドミントン選手権大会（都道府県対抗・クラブ対抗）
  - ① 本戦はトーナメント戦とし、各ブロック1位・2位のチームに出場権を与える。
  - ② 決勝トーナメントの組合せは、主管地役員の抽選により決定するが結果は非公開とする。
  - ③ 都道府県対抗は、A～Hブロックの1位を1～8シードに置く。
  - ④ 1回戦では予選リーグ1位チーム同士の対戦を避けるように配慮する。
- (2) 全日本レディースバドミントン競技大会（個人戦）
  - ① 本戦はトーナメント戦又はリーグ戦とし、各ブロック1位のペアに出場権を与える。ただしブロック数が2の場合は各ブロック2位による3位決定戦を行う。
  - ② 決勝トーナメントは、予選リーグにおいてのシードブロック1位ペアをシードする。
  - ③ 申込数が5組以下のブロックは、リーグ戦のみで順位を決定する。
- (3) 国際親善レディースバドミントン大会
  - ① 本戦はトーナメント戦又はリーグ戦とし、Aゾーンのみ2位まで、他のゾーンは1位のチームに出場権を与える。
  - ② 組合せは、主催者による抽選とする。（Aゾーンを除く）

### 2. 順位の決定

リーグ戦での順位の決定は、下記の順により行う。

いかなる場合でも、順位決定のための再試合は行わない。

#### 2-1 団体戦

- (1) 対抗戦での勝敗の優位により決定する。
  - (2) 勝敗が同一の場合には、全試合での取得マッチ率の高いチームを上位とする。
  - (3) 取得マッチ率が同一の場合には、全試合での取得ゲーム率の高いチームを上位とする。
  - (4) 取得ゲーム率が同一の場合には、全試合での取得ポイント率の高いチームを上位とする。
  - (5) 取得ポイント率が同一の場合には、当該チーム間の勝敗により決定する。
- ※ 試合の途中で棄権した場合の得失点は順位判定に含まれるため、勝率計算時は以下のように対処する。

1 ゲーム途中棄権の場合

$$2 \left[ \begin{array}{cc} 21-15 & \text{(棄権)} \\ 21- & 0 \end{array} \right] 0$$

(ゲームカウント2-0、得点42-失点15)

2 ゲーム途中棄権の場合①

$$2 \left[ \begin{array}{cc} 21-17 & \\ 21- & 6 \text{(棄権)} \end{array} \right] 0$$

(ゲームカウント2-0、得点42-失点23)

2 ゲーム途中棄権の場合②

$$2 \begin{pmatrix} 18-21 \\ 21-17 \text{ (棄権)} \\ 21-0 \end{pmatrix} 1$$

(ゲームカウント2-1、得点60-失点38)

※ 勝敗決定後のメンバー変更を認めるが、先にメンバー変更を申し出たチームの当該試合は負けとする。(ゲームカウント2-0、ポイント21-0・21-0)

#### 2-2 個人戦

- (1) 勝敗の優位により決定する。
- (2) 勝敗が同一の場合には、全試合での取得ゲーム率の高いペアを上位とする。
- (3) 取得ゲーム率が同一の場合には、全試合での取得ポイント率の高いペアを上位とする。
- (4) 取得ポイント率が同一の場合には、当該ペア間の勝敗により決定する。

## 第 4 章 記 録 の 報 告

第 9 条 第1種大会を主管した加盟団体は、大会終了後速やかに大会結果報告書を作成し、本連盟および(公財)日本バドミントン協会に提出する。また、関係役員および加盟団体にも報告を行うものとする。

[運営細則]

#### 1. 大会結果の報告

(1) 大会終了後1ヶ月以内に行う。

(2) 送付書類

- ① 大会終了挨拶状(本連盟が作成し、主管地に送付する。)
- ② 大会プログラム
- ③ 大会結果報告書

(3) 送付先および送付部数

|                            |                     |
|----------------------------|---------------------|
| (公財)日本バドミントン協会             | 礼状1部、プログラム・結果報告書各5部 |
| (公財)日本バドミントン協会役員(理事・他連盟会長) | 各1部                 |
| 各都道府県バドミントン協会会長            | 各1部                 |
| 各都道府県レディースバドミントン連盟会長       | 各1部                 |
| 各都道府県レディースバドミントン連盟事務局      | 各1部                 |
| 本連盟役員                      | 各1部                 |
| 後援各団体                      | 各1部                 |
| 協賛各社                       | 礼状1部、プログラム・結果報告書各2部 |
| 本連盟                        | プログラム・結果報告書各5部      |
| 次期開催地                      | プログラム・結果報告書各30部     |

※海外参加国(国際親善大会のみ)

#### 2. 大会収支の報告

大会収支報告書を作成し、大会終了後2ヶ月以内に本連盟へ送付する。

## 第 5 章 付 則

第 10 条 本規程に定めのない条項については、(公財)日本バドミントン協会大会運営規程に準拠するものとする。

第 11 条 本規程は平成19年4月1日より施行する。  
 (規程改正) 本規程は平成21年4月1日より改正施行する。  
 本規程は平成22年4月1日より改正施行する。  
 本規程は平成24年4月1日より改正施行する。  
 本規程は平成26年4月1日より改正施行する。  
 本規程は平成27年4月1日より改正施行する。  
 本規程は平成28年4月1日より改正施行する。  
 本規程は平成29年4月1日より改正施行する。